

はぴらいふ

JULY.
2020

秋田

NO.175



「夏の思い出」男鹿水族館GAOに行きました。とてもかわいいアザラシに癒されました。(ペンネーム:水族館大好きさん ご提供)

★CONTENTS

- 決算概要 2~3
- 役員紹介 4
- 今年の春から組合員・会員になられた皆様へ
はぴらいふの表紙を飾ってみませんか? 5
- 健診・健康づくり事業 6
- 互助会からのお知らせ 7
- 被扶養者の「国内居住要件」について 8
- 「ねんきん定期便」について 9
- 教職員と家族のための相談窓口 10
- 保健師からのお知らせNo.25 11
- あなたの職場で！自宅で！乳がんセルフチェック！ 12

表紙掲載の写真・作品等を募集しています

詳細は5ページをご覧ください。

～ご家庭でもご覧ください～

令和元年度 決算概要

令和元年度の決算について、公立学校共済組合秋田支部運営審議会、秋田県教育関係職員互助会理事会及び評議員会において、それぞれ承認されました。

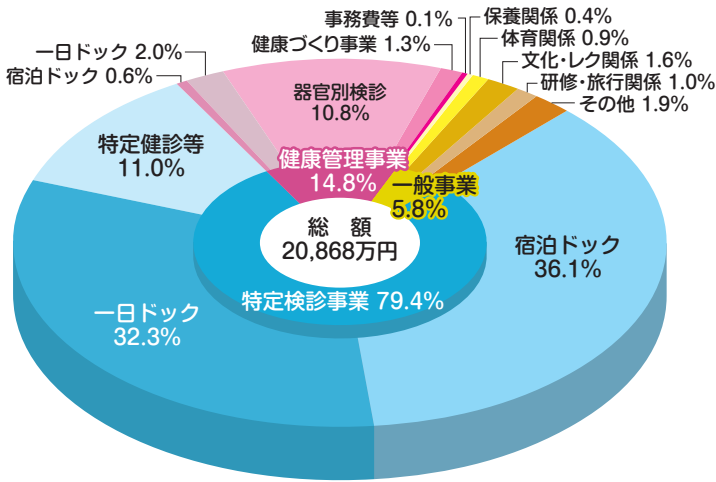
共済組合

令和2年3月31日の組合員数

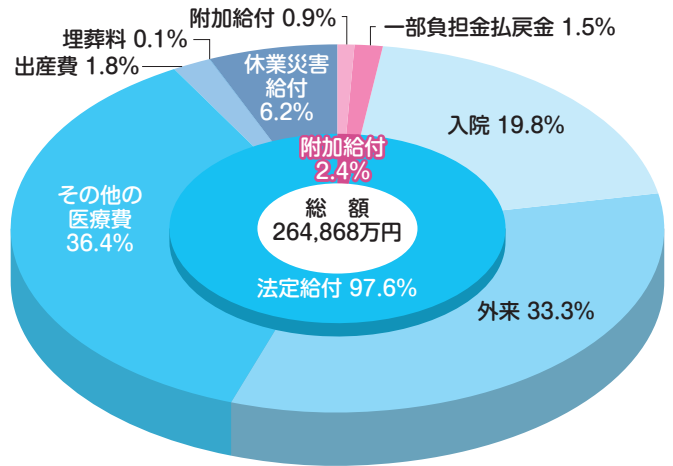
一般組合員	8,878人
任意継続組合員	223人
被扶養者	7,679人

(組合員一人あたり被扶養者数 0.83人)

保健経理 (厚生事業費分)



短期経理 (給付分)



人間ドック受診者数

種別	人数 (人)
宿泊ドック	1,600
一日ドック	2,072
婦人科検診	1,875
脳ドック	179
合計	5,726

貸付経理

項目	件数	金額 (万円)
貸付事業	183件	36,187

給料等に対する掛金率について

令和2年4月から給料等に対する介護掛金率について、1000分の0.74引き上げられています。

給料等に対する掛金率

(単位: 千分率)

		令和元年度	令和2年度
短期	給料	42.10	42.10
	期末手当等		
福祉	給料	1.41	1.41
	期末手当等		
介護	給料	6.75	7.49
	期末手当等		
厚生年金保険	給料	91.50	91.50
	期末手当等		
退職等年金	給料	7.50	7.50
	期末手当等		
掛金率 合計		149.26	150.00

担当：調整・企画班 018-860-5221

互助会

令和2年3月31日の会員数

現職会員	8,894人
特別会員	8,648人

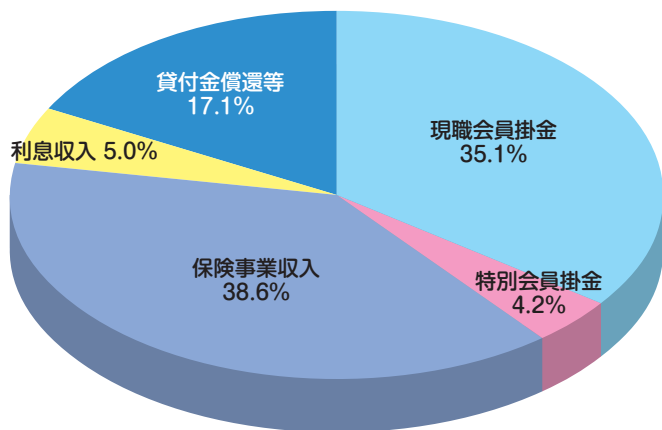
収入合計 191,699万円

事業活動収入	169,382万円
預託金収入	22,317万円

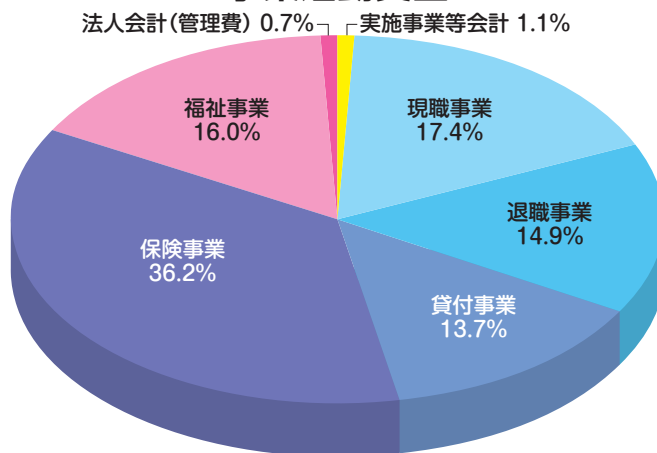
支出合計 219,151万円

事業活動支出	176,473万円
預託金支出	42,678万円

事業活動収入



事業活動支出



○事業費支出の内訳

実施事業等会計

(図書寄贈等の公益事業を行う会計)

(万円)

公益事業費	1,869
その他事業費	217
合計	2,086

その他会計 現職事業

(現職会員への給付等を行う会計)

(件)

(万円)

医療補助金	21,256	8,765
家族医療補助金	7,506	3,238
死亡弔慰金	5	241
家族死亡弔慰金	1	8
出産見舞金	77	231
配偶者出産見舞金	70	167
療養補助金	36	70
入院補助金	692	539
家族入院補助金	592	374
人間ドック補助金	3,981	4,954
介護休暇補助金	26	240
遺児激励金	3	75
障がい児見舞金	57	285
結婚祝金	114	1,026
入学・卒業祝金	1,095	1,095
リフレッシュ助成金	756	4,388
教員免許状更新講習受講補助金	450	450
宿泊利用補助金	7,504	2,251
文化・体育施設利用補助金	5,145	102
施設利用補助金	24	2
教育文化活動事業費	1,029	150
予防接種助成金	3,982	201
ニューライフプラン費	—	54
メンバーズカード事業費	—	5
その他事業費	—	1,737
合計	計	30,648

その他会計 退職事業

(特別会員への給付等を行う会計)

(件)

(万円)

医療補助金	14,635	11,007
人間ドック補助金	1,340	1,672
埋葬料・香華料	310	930
長寿祝金	156	156
施設利用補助金	1,804	541
退職時給付金	430	8,931
その他事業費	—	2,974
合計	計	26,211

その他会計 貸付事業

(現職会員への貸付を行う会計)

(件)

(万円)

貸付事業	190	23,370
その他事業費	—	774
合計	計	24,144

その他会計 保険事業

(団体生命保険を取り扱う会計)

(件)

(万円)

保険事業	53,694	63,298
その他事業費	—	667
合計	計	63,965

その他会計 福祉事業

(福祉積立金事業等を行う会計)

(件)

(万円)

退職者昼食会費	375	87
加入者弔慰金	5	726
配偶者弔慰金	2	47
預り積立金利息	430	1,356
ヘルスアップ助成金	319	92
預り積立金	430	24,688
その他事業費	—	1,172
合計	計	28,168

担当：互助会管理・業務班 018-860-5224

公立学校共済組合秋田支部

◆運営審議会委員

小西弘紀	県教育庁教育次長	片村有希	県教育庁総務課長
高井滋	河辺小学校長	中村知明	外旭川中学校長
佐藤和実	秋田西高等学校長	櫻田憂子	県教職員組合執行委員長
進藤一佳	県教職員組合執行副委員長	高橋典夫	県教職員組合書記長
今野剛	県高等学校教職員組合前執行副委員長	茂内芳樹	県高等学校教職員組合書記長

◆監査員

和田聡	県教育庁総務課主幹	伊岡森亨	県教育庁教職員給与課副主幹
志渡昭人	秋田北高等学校事務長		

秋田県教育関係職員互助会

◆評議員

小西弘紀	県教育庁教育次長	志渡昭人	秋田北高等学校事務長
信田正之	横手清陵学院高等学校長	伊藤清子	県立大学本荘キャンパス マネージャー(兼)チームリーダー
新目基	秋田きらり支援学校長	進藤一佳	県教職員組合執行副委員長
工藤孝	下浜中学校長	佐々木孝幸	県教職員組合執行副委員長
加賀一幸	旭川小学校長	伊藤忠宏	県教職員組合執行副委員長
佐々木衛	浜田小学校教頭	菅徹	県高等学校教職員組合常任執行委員

◆理事

安田浩幸	県教育委員会教育長	櫻田憂子	県教職員組合執行委員長
今川拓	男鹿工業高等学校長	牧野賢美	県高等学校教職員組合副委員長
中村知明	外旭川中学校長	丸山隆	県教育庁福利課長

◆監事

高橋浩一	下北手中中学校長	天ヶ谷純一	増田高等学校教諭
高橋典夫	県教職員組合書記長	高井宏司	公認会計士

担当：調整・企画班 018-860-5221
互助会管理・業務班 018-860-5224

今年の春から組合員・会員になられた皆様へ

公立学校共済組合

公立学校の教職員等として採用された方は、地方公務員共済組合の一つである公立学校共済組合に加入することになります。今年度から、加入の資格要件が見直され、**臨時的任用職員（常勤講師等）**の方も組合に加入することになりました。

秋田県教育関係職員互助会とは

会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員並びにその親族の生活の安定と福祉の増進を図り、もって秋田県における教育及び文化の振興発展に寄与することを目的として設立された団体です。**公立学校共済組合秋田支部に加入した方は、同時に互助会員となります。**（一部を除く。）

組合員・会員になられた方は各種給付の対象になります。給付の詳細については、事前に配布している「令和2年度 知っておきたい共済・互助会の給付＜保存版＞」またはHPに掲載していますので、ご確認のうえ、ぜひご活用ください！

はぴいらいふの表紙を飾ってみませんか？



はぴいらいふ表紙掲載の写真・作品等を募集しています！学校行事・風景・ご家族・ペットなど、自薦・他薦は問いませんので、この機会にぜひご応募ください！

応募方法

右記のアドレスにメールでお送りください。（info@personnelwelfare.com）
①所属所・氏名 ②作品タイトル ③簡単な紹介文 を記載してください。

写真の規格等

表紙写真として使用できる程度（300万画素以上）で撮影したもの（「jpg」「jpeg」でファイルサイズ3～5MB程度のもの）
※人物が写っている場合は、必ず了承を得てください。

掲載について

お写真を採用させていただく場合には、改めてご連絡します。氏名の掲載を希望されない場合等はお要望に応じますので、お気軽にご応募ください。

担当：互助会管理・業務班 018-860-5224

人間ドック・婦人科検診の受診予約はお済みですか?!

受診予約を早めに行わないと、「予約がいっぱいで受付できません。」と医療機関から断られることもあります。予約がまだの方はお急ぎください!

※ 自分の希望日になるとは限りませんのでご了承ください。

禁煙支援事業

組合員の皆様とご家族の生活習慣病及びガン予防のため、健康づくりインセンティブ事業の一つとして、以下のとおり禁煙支援事業を行います。



対象者：禁煙外来治療に取り組み、禁煙支援を希望する組合員（任意継続組合員を除く）

実施期間：5月から3月まで

実施内容：①禁煙外来治療を受診し、治療開始後に申請することで、禁煙を開始したご褒美としてQUOカード1,000円分を贈呈します。

NEW!

②禁煙補助薬を購入して禁煙に取り組む場合、購入後に申請することで、禁煙を開始したご褒美としてQUOカード1,000円分を贈呈します。

上記いずれかの方法により禁煙を成功した時は、さらにQUOカード3,000円分を贈呈します!

※禁煙外来治療の受診費用、禁煙補助薬の購入費用は本人負担となります。

○●○ 昨年度、禁煙に成功した方々から感想をいただきました! ●○○

成功して良かったこと

- ・常に喫煙所の所在を心配する必要がなくなり時間と心に余裕ができた。
- ・家族が喜んでくれた。

苦労したこと

- ・ストレスの対処法。
- ・タバコの煙が嫌だと思うまで2週間以上かかった。

禁煙してみようと考えている方へ一言

- ・喫煙の習慣がいかに人生のハンディキャップになっているか、禁煙してみると見えてきます。
- ・禁煙外来をやっている病院を探す際は、通いやすい所の方が続けやすいと思います。

わくわく すきまウォーキング事業

生活のすきま時間を活用し、メタボリックシンドロームを予防・改善するため今年度もウォーキング事業を行います。目標歩数達成者にはインセンティブ（ご褒美）もあります。

対象者：組合員及び被扶養者（個人またはチーム）

実施期間：9月から10月までの2か月間

参加方法：期間中の歩数を歩数計や歩数計測アプリで計測し、歩数の合計を報告

※希望者には、歩数計を準備します。（昨年度歩数計を受け取った方を除く）

賞品：目標歩数達成者には500円又は1,000円のQUOカード等

10人及び10チームごとに飛び賞として3,000円分QUOカード等



●○○ 昨年度参加者の感想を紹介します ○●○



自分がいかに普段歩いていないのか気づかれました。

日頃、車で出かけると気がつかない景色や街並みが新鮮で、歩くことが楽しくなりました。

チームでやることで楽しく目標を持って取り組むことができた。

※各事業の詳細につきましては、所属へ送付する通知をご覧ください。

担当：調整・企画班 018-860-5221

宿泊利用補助券の利用限度回数が増えました!

県内経済回復の一助として、会員の県内宿泊施設利用促進を図るため、宿泊利用補助券の年間利用限度回数を増やします。この機会にぜひ県内宿泊施設をご利用ください!

【改正内容】

令和2年度に限り、1人につき年度**3泊**までの利用回数を年度**5泊**までとします。
その内、県外宿泊施設の利用回数は年度3泊以内とします。

ヘルスアップ助成金について

今年度もヘルスアップ助成金事業を行っております。昨年度申請した方もそうでない方も、この機会にぜひご活用ください!!

対象者	互助会員 ※本人のみ
助成額	各種スポーツクラブ（教室）の参加や、鍼灸マッサージ等を利用して自己負担額が発生した時、半額を助成（年間3,000円限度）
対象期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日までに利用したもの

HP掲載の申請様式に必要事項を記入・押印の上、所属確認（受付印）を得た後、領収書を添付して提出ください。その他詳細については、HPにてご確認ください!

図書等の寄贈について

互助会では、児童または青少年の健全な育成及び教育・スポーツ等を通じて県民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする事業への助成を行っています。

【令和2年度寄贈対象先】 ※該当校には既にお知らせしています。

- ①県内教育関係機関（県立図書館等5か所）
- ②小学校（鹿角市・小坂町・大館市・男鹿市・潟上市・五城目町・八郎潟町・井川町・大潟村・由利本荘市・大仙市・仙北市・美郷町）
- ③全日制公立高等学校（横手市・湯沢市）
- ④県立特別支援学校（比内支援学校 ※分校含・能代支援学校・天王みどり学園・視覚支援学校・聴覚支援学校・秋田きらり支援学校）



指定宿泊施設の契約解除について

以下の2施設の契約が解除となりましたのでご注意ください。

- 鹿角パークホテル
- キャスルホテル能代

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館となっている施設もありますので、最新の情報は直接宿泊施設にお問い合わせください。



被扶養者の「国内居住要件」について

令和2年4月1日から、これまでの被扶養者の認定要件に加え、「日本国内に生活の基礎があること」が要件として新たに追加されました（以下、「国内居住要件」とします。）。

以下に該当する者については、国内居住要件を満たす者と認められます。また、海外に居住している者についても一部例外が認められております。被扶養者が海外にいる場合は、この要件を満たしているかをご確認ください。

1 日本国内に住所を有する者

原則として、住民票が日本国内にあるかどうかにより確認します。

2 日本国内に住所を有しない者で、次に掲げる者

次の（１）～（５）に該当する場合は、例外として日本国内に住所を有していなくても「日本国内に生活の基礎がある」と認められます。海外で就労して生計を立てており日本で全く生活していないなど、明らかに日本国内での居住実態がない場合については、住民票の有無を問わず認定取消となります。

- （１）外国において留学をする学生
- （２）外国に赴任する組合員に同行する者
- （３）観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- （４）組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、（２）で掲げる者と同等と認められる者
- （５）（１）から（４）までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

国内居住要件以外にも、従来のとおり

① 組合員と一定の身分関係にあること

（組合員との続柄が被扶養者の対象範囲内であること）

② 生計維持関係

（収入が一定額を下回り、主たる生計維持者が組合員であること）

についても要件を満たす必要があります。

全ての国内居住者を被扶養者に認定することはできませんので、身分関係や収入状況についても十分にご確認ください。

認定要件等は、公立学校共済組合秋田支部HP「様式ダウンロード」に掲載の「被扶養者の認定・取消等について」をご覧ください。



タンキちゃん

「ねんきん定期便」について

年金制度への理解を深めていただくことを目的に、毎年「ねんきん定期便」を組合員の皆さまへ送付し、年金加入期間や年金の見込額などに関する情報をお知らせしています。

送付時期：組合員の誕生日に年1回発行（公立学校共済組合本部からご自宅あてに送付されます。）

誕生月の年齢	節目年齢の方（封書）		節目年齢以外の方（はがき）	
	59歳	35歳・45歳	50歳以上	50歳未満
表示内容	年金見込額 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものとして算出されます。	年金見込額 作成時までの加入実績に基づいて算出されます。	年金見込額 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものとして算出されます。	年金見込額 作成時までの加入実績に基づいて算出されます。
	これまでの年金加入期間・履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの保険料（掛金）納付状況		直近13ヶ月の保険料（掛金）納付状況	



今年度転入等されてきた方は、データ整備が完了してからの発行となるため、誕生日までにお届けできない場合があります。準備が整い次第送付しますので、あらかじめご了承ください。

★「ねんきん定期便」を受け取ったら★

- ・記載されている年金加入記録の内容を確認してください。
- ・年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、その旨、ねんきん定期便に記載されている照会先へお問い合わせください。

ねんきん定期便



※「ねんきん定期便」の見方など詳細は日本年金機構等のWebサイトをご確認ください。

地共済年金情報Webサイトもご利用ください

「地共済年金情報Webサイト」では以下の項目が閲覧できます。 ※公務員厚生年金期間のみの掲載となります。

○年金加入履歴・加入期間 ○保険料納付済額 ○標準報酬月額等 ○年金見込額 ○給付算定基礎額残高

利用方法

公立学校共済組合秋田支部ホームページのバナーからアクセスしてください。

(URL:<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>)

利用申込みをすると、後日ユーザID通知書が送付され、申込時にご自身で登録したパスワードと通知されたユーザIDにより閲覧できるようになります。(ユーザIDは2～3週間で郵送されます。)



こちらをクリック!!!



相談窓口	対象者	受付時間	相談場所・相談時間等
職員のストレス相談 面談・電話相談どちらでも相談できます。	県職員 (臨時職員、非常勤職員を含む)	月・火・金曜日 9:30～12:30	<ul style="list-style-type: none"> ■秋田大学教育文化学部内の相談室(秋田市) ■さとう心療内科(大館市) ■稲庭クリニック(秋田市) ■長信田の森心療クリニック(三種町) ■湊クリニック(横手市)
メンタルヘルス相談 臨床心理士によるカウンセリングを行います。	組合員と その被扶養者	電 月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ■1回20分程度
		面 月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ■1回50分程度(年5回まで無料) ■秋田市・由利本荘市
心の健康相談 ※完全予約制	組合員と その被扶養者	月～金曜日 10:00～12:00 第1・3木曜日 第1・2・4土曜日 13:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ■公立学校共済組合東北中央病院(山形市)で、精神科医師・臨床心理士による健康相談を行います。 ※相談のため来院された場合、交通費相当額が支給されますので、当日は組合員証と印鑑をお持ちください。
Web相談	組合員と その被扶養者	24時間 年中無休	<ul style="list-style-type: none"> ■ログイン番号: ■臨床心理士が3営業日以内を目途に個別に回答します。
教職員電話健康相談24	組合員と その被扶養者	24時間 年中無休	<ul style="list-style-type: none"> ■専門的な健康相談や妊娠中から学齢期の子育ての疑問や不安に対する相談もOK!ご希望にあった病院情報の提供も実施しております。医師、保健師等が24時間体制でお応えします。
女性医師電話相談 ※対象は女性のみ	組合員と その被扶養者	月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ■1回20分程度 ■女性疾患等についての相談に女性医師が対応します。
介護電話相談	組合員と その被扶養者	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ■1回20分程度 ■介護全般に関する相談にケアマネージャーや社会福祉士がお応えします。
公立学校共済組合 秋田支部の保健師 による健康相談	組合員	月～金曜日 9:00～15:45 (祝日・年末年始を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ■不在の時間にはお受けできない場合があります。 ■ご希望により、面談も可能です。 ※メールでも相談可能です。 ※保健師専用ダイヤルは令和2年3月31日をもって終了しました。

～予防は続けよういつまでも～

昨年から全世界で流行っている新型コロナウイルス。この先どうなるか分からない上、様々な情報が飛び交い不安な日々を過ごしているかと思います。今私たちにできることの1つが感染予防対策を継続することです。

正しい手洗いは、自分を守る!!

新型コロナウイルスが流行してから、手洗いの回数が増えたと思います。手のひらをゴシゴシするだけでは、手についた菌は落としきれません。指先や指の間、手首にも見えない菌がたくさんついています。正しい手洗いは、自分を守るための簡単にできる感染予防対策の1つです。

消毒・除菌・滅菌・・・色々書いてあるけど違いって？

お店に行くと、除菌・抗菌と書かれている商品が目につきます。商品棚の前で「どっちが菌に強いんだろう?」「そもそも違いってなに?」と悩んでいる方もいると思います。これらの違いは、簡単に分けると『菌を殺す』か『菌の増殖を抑えるもの(殺さない)』に分けられます。

細菌やウイルスを殺す(殺菌)

- ☆**滅菌** ⇒すべての菌を完全に殺す
- ☆**消毒** ⇒ある程度殺し害のない程度にする

細菌やウイルスを殺さない

- ☆**抗菌** ⇒菌の増殖を抑える
- ☆**除菌** ⇒菌を減らす

滅菌ガーゼは、ガーゼから細菌やウイルスを除去した物で、細菌やウイルスを滅菌ガーゼ自体で殺す作用はないので注意してください!!



お店で売ってある、消毒液や除菌用のウエットティッシュは完全に菌を殺すわけではなく、あくまで増殖を抑えたり、菌を減らすためのものなどで、過信しすぎないようにしましょう。

誰かに教えたくない正しい手指消毒(アルコール消毒)!!

アルコール消毒は、手洗いでは落としきれなかった菌を除菌することができます。しかし、正しい使い方をしないとアルコール消毒の効果が薄れてしまいます。

☆正しい手指消毒の方法☆

1 石けんと流水で30秒以上手洗いを行う。
手を洗った後は、清潔なタオルやペーパータオルでしっかりと水分を拭き取ります。

POINT ここで水分や石けんが残っていると、アルコール消毒の効果が薄れてしまいます。

2 十分なアルコール消毒液を手のひらに取る。

POINT もったいないからといってここで少なくすると、アルコール消毒の効果が薄れてしまいます。

3 指先→手のひら→手の甲→指の間→親指→手首の順にすり込む。

POINT 正しい手洗いと同じ方法でしっかり手にすり込み、しっかり乾かしましょう!!
消毒液に含まれる水分が残っていると、そこから菌が繁殖してしまう場合があります。

4 ハンドクリームを塗る。

POINT 手が荒れていると、菌が付着しやすくそこから菌が体内に侵入してしまうため、手洗いや消毒液の使用の後には保湿クリームで手を守ってあげてください。

手洗いするタイミングは、①帰宅時、②調理時、③食事前、④トイレの後が望ましいです。すぐに手洗いができない場合や、手に目に見える汚れがない時は、アルコール消毒だけでも大丈夫です。(目に見える汚れとは、砂やほこり、油汚れなど)
保湿剤を含んだアルコール消毒液を使用することで手荒れを軽減することができます。



【参考文献】

- 1)『薬剤師が知っておくべき感染予防対策(消毒編)』日本薬剤師会、 2)『手洗いで感染予防』(厚生労働省HP)
- 3)『正しい手指消毒・手洗い』(厚生労働省HP)、 4)『J感染制御ネットワーク消毒薬使用ガイドライン2015』(東北大学HP)



公立学校共済組合秋田支部では、以下の物品を貸し出しています。

所属所 →乳がんセルフチェックの仕方がわかるDVD、乳がん触診モデル

組合員とその被扶養者 →乳がんセルフチェックの仕方がわかるDVD

貸出対象

公立学校共済組合秋田支部の所属所及び公立学校共済組合秋田支部の組合員で構成する研修会等
公立学校共済組合秋田支部の組合員及びその被扶養者

貸出期間 貸出日から返却日まで12日以内

事業の流れ ※申込前に日程調整のため秋田支部へご連絡をください。

申込

希望する所属所等・組合員は、貸出申込書を共済組合へ提出します。

当事業参加の組合員様にはもれなく
ブレストケアグラブ
(乳がん自己検診のための手袋) 付きリーフレットをプレゼント！

決定

貸出が決定したら、所属所等・組合員に決定通知が届きます。

アイテム 受取・体験

所属所へDVD、触診モデル等が届きます。
(もしくは所属所へ組合員宛にDVDが届きます。)
DVDを見て、触診モデルまたはご自身の身体に触れてみましょう！

返却・報告

DVD、触診モデル(組合員はDVDのみ)を共済組合へ返却し、報告書を提出します。

詳しくは所属所に配布している実施要項もしくは、公立学校共済組合秋田支部HPをご覧ください。

担当：調整・企画班 018-860-5221

法律のことで困ったことがあったら・・・生活相談をご利用ください！

秋田弁護士会法律相談センター(TEL:018-896-5599:法律相談の予約受付専用)に電話し、生活相談事業を利用する旨申込をして面談日等の日時を打ち合わせします。

相談当日は、下記の生活相談利用券を切り取って持参し、本人確認のため組合員証(または組合員被扶養者証)を弁護士に提示して相談します。

☆相談費用は共済組合が負担します(事件の依頼は自己負担となります)

**生活相談
利用券**

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

**生活相談
利用券**

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

担当：調整・企画班

018-860-5221

次回の利用券発行は11月の
はぴらいふ176号となります。